

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の改定に伴う保安規定変更に係る手続きに関する面談

2. 日時：令和4年1月18日 16時00分～16時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、岩崎安全審査官、大野安全審査官、照井安全審査官、
藤田審査チーム員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全グループ 課長 他2名※

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、令和3年12月15日に確認のあった柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の改定に伴う保安規定の変更に関する手続きについて、保安規定の該当条文については経過措置中であり適用されていないことから、確認のあったとおり手続きして差し支えはない旨伝達した。ただし、当該条文が適用される時期の前までには、保安規定の変更の手続きが必要となることを伝達した。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・なし